

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度 弘前市みどりの審議会
開 催 年 月 日	令和2年7月2日（木）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前10時 から 午前10時40分まで
開 催 場 所	弘前市緑の相談所 集会室
議 長 等 の 氏 名	原田 幸雄
出 席 者	石岡 人志、川村 政孝、木村 武雄、櫻庭 正行、 清水 知子、清野 優美子、玉熊 恭子、原田 幸雄、 堀内 弦、三上 美知子《五十音順》
欠 席 者	幸山 忠勝
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	公園緑地課 課長 神 雅昭 課長補佐 清野 悟 主幹兼管理係長 加藤 誠 総括主査 橋場 真紀子 総括主査 海老名 雄次、 主事 木村 敬哉 主事 木村 和馬 会計年度任用職員 小林 勝
会 議 の 議 題	○審議案件 （1）保存樹林の指定解除の承認について （指定番号第6号 富士見町吉井氏所有叢林） ○報告事項 （1）保存緑地の所有者変更について （指定番号第7号 内山家庭園） （2）大成小学校桜プロジェクトについて （指定番号第5号 二大小 学校ソメイヨシノ 校庭林）
会 議 結 果	審議案件について承認された。 報告事項について内容の確認を行った。
会 議 資 料 の 名 称	・審議案件 案件1 保存樹林の指定解除 ・報告事項 報告1 保存緑地の所有者変更

	<p>報告2 大成小学校桜プロジェクト</p>
<p>会 議 内 容  ( 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 )</p>	<p>・審議案件 (1) 保存樹林の指定解除の承認について(指定番号第6号 富士見町吉井氏所有叢林)</p> <p>委 員：指定解除に際し、付近の住民への影響はないか。</p> <p>事務局：近隣の住宅地周辺には、小さいが他の緑地があり、当該箇所がなくなっても都市機能としての緑地の面積要件が満たさなくなるということはない。</p> <p>事務局：補足しますが、所有者の方で手入れがままならないことと、弘南鉄道の線路側に枝が張り出し、毎年刈払いをしているが追い付かない状況から、隣接している住民から風が強いとき怖いということと、安全性が保つことができないのかを今年現地調査した際に言われた。</p> <p>そのことを所有者に伝えたところ、所有者の方でもなかなか手をかけられないとのこと。</p> <p>これらを加味して、総合的に判断して市でも買い取りを一旦考えたが、国の補助メニューもなく、すべて市の予算で買取るしかなく、現実的に市での買い取りができないこと。</p> <p>また、近隣の住民の意見も聞いて、それに、所有者の土地の売却の意向が固かったことから、今回の見解となったもの。</p> <p>委 員：近隣の住民から意見をどのあたりから聞いたのか。売却の話はどのあたりまでいっているのか。</p> <p>事務局：聞き取りしたというよりは、現地を調査しに行ったとき、近隣の方から何しに来ているのかと尋ねられ、調査に来たことを告げると、雪で枝が折れてしまっていることと、台風の時、非常に怖いので何とかならないかということをお耳にした程度のもので、個別に聞き取りはしていない。</p> <p>委 員：看板をみたら「自然の姿に近い状態であるソメイヨシノである。そういう意味で貴重である。」と書いてあるが、何かこれを機会に太さとか高さとか、てんぐ巣病の出具合を調査してはいいのではと思う。</p>

解除になった状態がどういう状態であったのか、わからないということがないようにという気がする。

事務局：つい何年か前までは、いろいろ所有者本人が力を入れていたが、近年はなかなか手が回らない状況であろうと思う。当初は自然樹形のかたちで指定したが、実際、枯れ枝やてんぐ巣病は出ていたので、剪定とかをしている。

その点では今は自然樹形とは言えないかたちである。

現在、木が大きくなりすぎて、逆に密植状態で桜がお互いに日光の取り合いをしている。

その分背が高くなるが日陰も多くなるのでどうしても枝枯れがでてる。

それで雪の被害で太い枝も折れやすくなると思う。

委員：条例の解釈だが、第8条第3項の所有者等は、市長に対し保存樹木等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

前項の規定があるので、第2項にある市長は公益上の理由その他特別の理由があるときはというところから、特別の理由があるから解除をすべき旨を申請することができるという整理をされたと思うが、今回の場合は、所有者の都合によって維持管理が難しいのでということで特別理由があるという解釈でいいか。

審議会で了解されたとして、その後のどのようなスケジュールで進んでいくのか。

この林がなくなるのはいつ位を見込んでいるのか。

事務局：条例の件ですが、管理上、保存緑地・保存樹林・保存樹木は、管理を所有者にお願いしている。

どうしても所有者の意向が強くて、管理が出来ないことと、手放さざるをえないという事情を聞いている。

市としても購入を検討したが難しいし、かなり現実ではないことから指定解除はやむを得ないとした。

所有者の強い意向があったことから今回は特別の理由にあたるのではと解釈した。

いつなくなるかということは、所有者からは具体的なスケジュールは、まだ未定であると聞いている。

委員：指定解除は公表されるのか。

事務局：今日の審議会です承されると所有者と手続きをとり、速やかに告示する。

・報告事項

(1) 保存緑地の所有者変更について(指定番号第7号 内山家庭園)

(2) 大成小学校桜プロジェクトについて(指定番号第5号 二大小 学校ソメイヨシノ 校庭林)

委員：大成小学校ですが、肥料とか管理に係る費用はどちらで工面しているのか。

事務局：肥料と土壌改良資材は学校から提供してもらっている。学区内の資材店の協力の他、参加者の中には小学校の卒業生がたくさんいて、実費で協力してくれる方や、肥料をやってくれる方など協力してもらっている。学校の予算内で行っている。

・その他

委員：今年の桜は、公園をどこにも開放されなかったが、何か全部撮ってあるのか。

保存して後にみなさんに公開するようなことはないのか。

例えば、2020年の幻のさくらまつりという感じでも、何か弘前市でプロジェクトを組んで、幻のさくらまつりがどうだったということを緑地課で撮ってあることはないのか。

事務局：今回第100回目のさくらまつりということで、公園閉鎖中に地元のマスコミ限定で、写真と動画を撮っていただいている。

その中で、写真も動画ももう解禁となっていることからホームページ等で配信しているものもあったし、あと、「誰もいない桜」というタイトルで、緑の相談所でも写真展も開催していた。

昨日おとといの新聞でも藤田記念庭園で、和館でお茶を飲みながらスマートグラスで今年の桜を含めたスチールを観ながら楽しんでもらっているのかなと思う。

それだけではなく、今後、園中に照明も飾り付けも何もない純粹な桜だけという光景をもっとみせる場を設けたいと思ってい

	<p>る。</p> <p>委 員：世の中に弘前の桜をアピールしてほしい。</p> <p>事務局：今後、研究していきたい。</p>
その他必要事項	<p>・会議 公開</p>